

育事業が更に主要な社會的意義のあることは細民地域、勞働者居住地等の改善の爲め隣保事業の中心として保育所が設置されることが多い。隣保事業は歐米に於て發達し、篤志家が或る地域に社會の改善、教化の中心として俱樂部、學校、保育所、圖書館、人事相談所、運動娛樂場等の施設をなすのであるが保育所は斯る隣保改善事業の中心として極めて主要なものである。斯る隣保事業が我國に於ても漸次興らんとし、最近大阪、横濱、東京等には此のセトルメント、ハウスを市民館、勞働會館等と名け大なる施設が或は既に創設され又は近く設立されんとして居る。上述の如き保育事業が社會の改良に資する効果は必ず大なるものあるべく、幼稚園教育と相俟つて幼児の教養保護の中心たるべきである。

## 託兒保育規定

六月十日より實施

東京市社會局に於ては左の通り本市託兒保育規程を決定大正十年六月十日より之を施行する事となり。

### 東京市託兒保育規程

第一條 本場に於て受託すべき託兒は市内居住者の學齡未滿の幼児及生後六月以上の乳兒とす

第二條 幼兒は一般幼稚園の課程に準じ之を訓育す其題目左の如し

一、遊戲、二、唱歌、三、談話、四、手技

第三條 受託時間及休日左の如し

一、受託時間

自四月一日至十月三十一日自午前五時午後六時

自十一月一日至三月三十一日自午前六時午後六時

二、休日

一月一日、二月三日及各一日、十五日

前項の受託時間及休日は一般の狀況に依り適宜變更する事あるべし

第四條 依託者よりは託兒の保育料を徵收す但し事情に依り之を減免する事を得

第五條 兒童を依託せんとする人は其住所職業姓名及託兒の姓名年齢其他必要の事項を申出で許可を受けらるべし

第六條 依託者託兒の委託を止めんとする時は其旨申出でらるべし

第七條 左の場合には受託を拒絶する事あるべし

一、託兒數定員に達したる時

二、疾病ありと認めたる時

三、他の幼兒に惡影響を及ぼす虞れる時

四、保護者が職業に不熱心なる時

五、保護者が本場規程を守らざる時

第六條 託兒及保護者の住居其他に異動を生じたる時は速に其旨を申出でらるべし

第九條 毎月一回保護者會を開き又隨時保護者の相談に應ず